

第31回 道路高架下等利用計画検討会会議録	
日 時	令和2年11月12日（木）10時00分～11時00分
開催場所	市庁舎18階共有会議室なみき19
出席者	<p>(検討会委員) 西田由紀子会長、榎本進一郎委員、湯浅浩委員、吉田香月委員</p> <p>(横浜市) 事務局及び関連部署 井上計画調整部長 桐山企画課長、北川企画課担当係長、平尾企画課員、中島企画課員 山浦道路部長 小原管理課占用係長、小野澤管理課員、田島管理課員 中嶋建設課担当係長</p>
欠席者	なし
開催形態	一部非公開（傍聴者0人、記者0名）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議の公開・非公開について 2 有効活用を図る場所の適地・利用計画の策定に関する審議 ・旭区二俣川2丁目所在地 3 提案書の審査 ・都筑区茅ヶ崎中央所在地
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議の一部を「非公開」とする。 2 旭区二俣川2丁目所在地は、利用用途を指定せず、公募して提案を受け付けることとした。 3 都筑区茅ヶ崎中央所在地は、株式会社ビック・ライズを利用候補者に選定した。
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議の公開・非公開について (西田会長) 会議の公開・非公開について説明してください。 (事務局) 横浜市道路高架下等利用計画検討会運営要綱第7条(会議の公開)及び、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条により、会議は公開するものとし、ただし、非開示情報に該当する事項を審議する場合や公平かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、委員会の決定により非公開とすることができるとしています。 事務局からの提案としましては、提案書の審査に関する事項については、審議開始時から「非公開」とし、その他の事項については、「公開」とさせていただきたいと思えます。 (西田会長) ただいま、事務局から本日の検討会について、一部を「非公開」とするとの提案がありました。事務局案について、委員の皆様のご意見をいただけますでしょうか。 (委員全員) 異議なし。

(西田会長) では、事務局案のとおり、提案書の審査に関する事項は「非公開」、その他の事項については「公開」といたします。

2 旭区二俣川2丁目所在地の適地・利用計画の策定に関する審議

(西田会長) それでは、有効活用を図る場所の適地の審議に入ります。事務局は、資料1について説明してください。

(事務局) **資料1の旭区二俣川2丁目について説明。**

(西田会長) 事務局の説明に対してご質問やご意見はありませんか。

(榎本委員) 一般車両が広場空間に進入できない措置を講ずることという記載がありますが、措置は横浜市ではなく提案者が行うのですか。また、その場合に既存のフェンスを含む設置物の所有権はどうなりますか。

(事務局) 利用希望者には、一般車両が広場空間に進入できない措置を講ずることも含めて、当該地の利活用を検討し、提案してもらうことを想定しています。本市が措置を講ずることはありません。フェンス等については、占用物件の一部として提案者の管理となります。

(西田会長) 利用計画には留意点としての記載ですが、当該地を活用する際の要件に近いものという理解でよろしいでしょうか。

(事務局) 募集要項に要件として記載します。

(湯浅委員) 接道の幅員が5mとの記載がありますが、一部分だけでなく、全体的に5mの幅員が保っている道路という認識でよろしいでしょうか。

(事務局) 当該地に接する車両等の進入路前の幅員は5mですが、その先、二俣川駅前へつながる道路の幅員は4.5mとなっています。

(西田会長) では、ご意見・ご質問も出揃いましたので、適地であることと用途について確認させていただきます。

適地と利用計画については特にご異論、ご意見はないようですので、適地として利用計画は事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。

(委員全員) はい。

(西田会長) 了承されましたので、旭区二俣川2丁目について、適地であることと利用計画は事務局案のとおりとして、企画提案による選定が妥当であるとし、意見を集約いたします。

3 「都筑区茅ヶ崎中央」提案書の審査について

(西田会長) 提案書の審査に移る前に、事務局から留意事項についての説明をお願いします。

(事務局) 審査を開始する前に、公平・公正な審査を行っていただくために、ご説明させていただきます。

運営要綱第4条第2項では、委員の皆様は、直接間接を問わ

ず、提案に参加してはならないことと、仮に提案に参加したことが判明した場合は、検討会は、その提案を審査・評価等の対象外とすることとなっています。

また、事務取扱細則第9条では、「委員自らが、不公平な審査をする恐れがあると認める場合、又は審査の不公平さを疑われる恐れがあると認める場合は、その申出により、他の委員の同意を得て、当該案件の審査を回避することができるものとする。」とされています。

委員の皆様には、今一度、提案事業についてこれらに該当していないかを御確認いただきたいと思います。

(西田会長) ただ今、事務局から説明がありました。

委員の皆様は、直接間接を問わず、提案に参加していないということでしょうか。

また、審査を自主的に回避する必要があるということでしょうか。

(委員全員) はい。

(西田会長) 全ての委員が提案に参加していないこと、及び審査を自主的に回避する必要があることを確認できましたので、事務局は記録してください。

(事務局) 記録しました。

(西田会長) では、本日の審査に移りたいと思います。

委員の皆様は、提出された利用提案書を資料2の審査基準と照らし合わせながら採点をされたことと存じます。

資料3-1と3-2は、その提案の集計表と内訳表ですが、事務局は資料の説明をお願いします。

(事務局) 資料3-1に記載のとおり、今回の募集に対する利用申込数は、1件となっております。

提案事業の利用用途、利用を希望する期間は、資料3-2のとおりです。

会長により、運営要綱第7条第1項の規定に従って会議の一部非公開を宣告

— 非公開 —

4 その他

事務局から次回の日程等についての説明

資 料	1 資料 第31回横浜市道路高架下等利用計画検討会 議事次第 一式
その他	2 その他 第32回道路高架下等利用計画検討会の開催時期は1月下旬から2月上旬頃を 予定。